令和７年

《実施期間》　　令和７年９月21日（日）から９月30日（火）までの10日間

秋の全国交通安全運動実施要綱

《目的》 広く県民に交通安全思想の普及・浸透を図り、交通ルールの遵守と正しい交通マ

ナーの実践を習慣付けるとともに、県民自身による道路交通環境の改善に向けた取組を推進することにより、交通事故防止の徹底を図ることを目的とする。

《スローガン》　　安全を　つなげて広げて　事故ゼロへ

《運動の重点》　　１　歩行者の安全な道路横断方法等の実践と反射材用品や

明るい目立つ色の衣服等の着用促進

２　ながらスマホや飲酒運転等の根絶と夕暮れ時の

早めのライト点灯やハイビームの活用促進

　　　　　　　　　　　　３　自転車・特定小型原動機付自転車の交通ルールの

理解・遵守の徹底とヘルメットの着用促進

　　　　　　　　　　　　４　各市町交通安全対策協議会等が決定する事項

《統一主要行事》

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 行事名 | 実施日 | 内　　　　　容 |
| 運動事前広報  街頭指導の日 | ９月19日（金） | 本運動の開始を広報するとともに、街頭における交通指導等を行い、期間中に行われる各種活動への取組意識を高める。 |
| 夕暮れ時と夜間の  交通事故防止の日 | ９月24日（水） | 夕暮れ時から夜間にかけては、人や車が見えにくくなる危険な時間帯であることから、｢ピカッと作戦！｣を展開し、自発光式等の反射材用品・早めのライトオン・ハイビームの効果的活用についての広報啓発を行い交通事故防止を図る |
| 交通事故死ゼロ  を目指す日 | ９月30日（火） | 全国一斉に行われる「交通事故死ゼロを目指す日」に合わせ、正しい交通ルールの遵守と交通マナーの実践を広く県民に呼び掛け、交通安全意識の向上を図る。 |

**静岡県交通安全対策協議会**

|  |
| --- |
| **運動の重点に関する主な推進事項** |
|  |
| 歩行者の安全な道路横断方法等の実践と  反射材用品や明るい目立つ色の衣服等の着用促進 |
| １　歩行者の交通ルールの理解・遵守の徹底  (1)　歩行者側にも走行車両の直前直後横断や横断歩道外横断等の法令違反がある場合や、夜間の路上横臥など、歩行者が被害に遭う交通事故実態の周知を図る取組の推進  (2)　横断歩道を渡ること、信号機のあるところでは、その信号に従うこと等の基本的な交通ルールや歩きスマホの危険性の周知に加え、自らの安全を守るための交通行動として、運転者に対して横断する意思を明確に伝え、安全を確認してから横断を始めること、横断中も周囲の安全を確認すること等を促す取組の推進  (3)　歩行中幼児・児童の交通事故の特徴（飛び出しによる死者・重傷者が多いなど）等を踏まえた交通安全教育等の推進  (4)　安全に道路を通行することについて、日常生活や教育現場における保護者等から幼児・児童への教育を促す取組の推進  (5)　高齢歩行者の死亡事故の特徴（65歳未満と比較して横断歩道以外横断中が多いなど）を踏まえ、高齢者自身が、加齢に伴って生ずる身体機能の変化（例えば、認知機能の低下、疾患による視野障害等の増加、反射神経の鈍化、筋力の衰えなど）を理解し、安全な交通行動を実践するための交通安全教育等の推進  ２　歩行者の交通事故防止対策  (1)　全ての年齢層を対象とした反射材用品、ＬＥＤライト、明るい目立つ色の衣服等の視覚効果等の周知と自発的な着用を促す取組の推進  (2)　通学路、未就学児童を中心にこどもが日常的に集団で移動する経路等における見守り活動の推進  (3)　「ゾーン30プラス」の整備を始めとする生活道路の交通安全対策の推進  (4)　通学路交通安全プログラム等に基づく点検や対策の推進  (5)　通行の妨げとなる不法占用物件の排除等、道路の適正な利用に関する広報啓発等の推進 |
|  |
| ながらスマホや飲酒運転等の根絶と  夕暮れ時の早めのライト点灯やハイビームの活用促進 |
| １　ながらスマホの根絶  (1)　運転中のスマートフォン等の通話や注視の危険性についての広報啓発の推進  (2)　業務中のながらスマホによる交通事故を防止するため、業務に使用する自動車の使用者等による  交通安全教育等を徹底させる取組の推進  ２　飲酒運転の根絶  (1)　「飲酒運転を絶対にしない、させない」という「飲酒運転を許さない社会環境」を醸成するため、交通事故被害者等の声を反映した広報啓発活動等のほか、飲食店等における運転者への酒類提供禁止の徹底やハンドルキーパー運動の促進など、地域、職域等における飲酒運転根絶に向けた取組の推進  (2)　運転者に対するアルコール検知器を用いた酒気帯びの有無の確認等、業務に使用する自動車の使用  者等における義務の遵守を徹底させる取組の推進  ３　妨害運転等の防止対策  (1)　妨害運転等の悪質・危険な運転を防止するため、「思いやり・ゆずり合い」の気持ちを持った運転  の必要性等に関する広報啓発の推進  (2)　ドライブレコーダーの普及促進等に関する広報啓発の推進  ４　夕暮れ時以降の交通事故防止対策  (1)　夕暮れ時から夜間における死亡事故の特徴（日の入り後１時間における横断中の事故が多いなど）を踏まえた交通安全教育等の推進  (2)　午後４時からのライト点灯（早めのライトオン）を促す取組の推進  (3)　夜間の対向車や先行車がいない状況におけるハイビームの活用を促す取組の推進  (4)　自動車運送業を始めとする各種事業者による従業員への夕暮れ時以降の運転時の注意喚起を促す取組の推進  ５　運転者の歩行者優先意識等の徹底  (1)　運転者に対し、歩行者優先の徹底を始めとした交通ルールの遵守と、「思いやり・ゆずり合い」の気持ちを持って安全に運転しようとする意識及び態度を向上させるための交通安全教育や広報啓発の推進  (2)　横断歩道等に歩行者等がいないことが明らかな場合を除き、直前で停止可能な速度で進行する義務や横断歩道等における歩行者等優先義務等の遵守を促す取組の推進  ６　後部座席を含めた全ての座席のシートベルト着用とチャイルドシートの正しい使用の徹底  (1)　全ての座席におけるシートベルト着用とチャイルドシートの使用義務の周知及びその必要性・効果  に関する理解を促す取組の推進  (2)　シートベルトの高さや緩みの調整、チャイルドシートの確実な取付方法やハーネス（肩ベルト）の締付け方等、正しい使用方法に関する広報啓発の推進  (3)　体格等の事情によりシートベルトを適切に着用させることができない６歳以上のこどもへのチャイルドシート使用に関する広報啓発の推進  (4)　高速乗合バスや貸切バス等の事業者に対する全ての座席におけるシートベルト着用を徹底させるための指導・広報啓発の推進  ７　高齢運転者の交通事故防止対策  (1)　『高齢ドライバー事故防止のための「５つの待った！」』を活用した「補償運転」（①選択：危険  を避けるために運転するときと場所を選択、②最適化：運転能力が発揮できるよう心身及び環境を整える③補償：加齢に伴う運転技能低下を補うような運転方法を採る）の周知と実践に向けた広報啓発の推進  (2)　加齢等に伴う身体機能の変化が運転に及ぼす影響（反応速度が遅くなったり、動作の正確性が低下したりするなど）等を踏まえたシミュレーターの活用等による参加・体験・実践型の交通安全教育及び広報啓発の推進  (3)　衝突被害軽減ブレーキ等の先進安全技術を搭載した安全運転サポート車の普及啓発とサポートカー限定免許制度に関する広報啓発の推進  (4)　安全運転に不安のある高齢運転者等に対する安全運転相談窓口の積極的な周知と各種支援施策の広報啓発の推進  ８　二輪車の運転者に対する広報啓発  (1)　二輪車の特性（不安定性や死角に入りやすいなど）の周知及び顎紐は緩みなくしっかり締めるなど乗車用ヘルメットを正しく着用することやプロテクターを着用することによる被害軽減効果に関する広報啓発の推進  (2)　若年層のみならず、中高年層に対する二輪車安全運転教育・広報啓発の推進  (3)　ペダル付き電動バイクは、原動機を用いずペダル等のみを用いて走行させる場合でも一般原動機  付自転車又は自動車の交通ルール（無免許運転の禁止、歩道走行不可、乗車用ヘルメットの着用義  務等）が適用されること及びナンバープレートの取付け・表示や自動車損害賠償責任保険等への加  入等が必要であることの広報啓発の推進 |
| 自転車・特定小型原動機付自転車の  交通ルールの理解・遵守の徹底とヘルメットの着用促進 |
| １　自転車利用時の交通ルールの理解・遵守の徹底と新たなルールの周知  (1)　令和８年４月１日から交通反則通告制度（いわゆる「青切符」）が導入されることを踏まえて、車道通行の原則、車道は左側通行、歩道は歩行者優先等の「自転車安全利用五則」にのっとった自転車の基本的な通行方法や自転車通行空間が整備された箇所における通行方法の周知と遵守の徹底を促す取組の推進  (2)　信号の遵守や交差点での一時停止・安全確認のほか、夜間の無灯火走行、飲酒運転、二人乗り、傘差し等の片手運転、イヤホン等を使用した運転、並進の禁止等交通事故防止のための基本的な交通ルールの理解・遵守の徹底を促す取組の推進  (3)　改正道路交通法により施行された自転車に対する新たなルール（ながらスマホの禁止、酒気帯び運転に対する罰則の創設）に関する広報啓発の推進  (4)　自転車配達員に対する街頭における指導啓発や雇用主等に対する交通安全対策の働き掛け等の推進  ２　自転車利用者の乗車用ヘルメット着用促進と安全確保対策  (1)　全ての自転車利用者に対する乗車用ヘルメット着用の必要性及びその被害軽減効果に関する理  解の促進と努力義務化を踏まえた着用の徹底に向けた広報啓発の推進  (2)　夕暮れ時の早めのライト点灯の徹底と自転車の視認性を向上させるための反射用品等の取付けを促す取組の推進  (3)　幼児同乗中の自転車の特性（重心が高く不安定であるなど）を踏まえた転倒防止など安全利用に関する広報啓発や幼児用座席に乗車させる際のシートベルト着用の徹底を促す取組の推進  (4)　自転車利用者等の安全を確保するための定期的な点検整備を促す取組の推進  (5)　自転車事故被害者の救済に資するための損害賠償責任保険等への加入を促す取組の推進  ３　特定小型原動機付自転車利用時の交通ルール理解・遵守の徹底とヘルメットの着用促進  (1)　シェアリング事業者、販売事業者等と連携した特定小型原動機付自転車の交通ルールの理解・遵守の徹底を促す取組の推進  (2)　シェアリング事業者、販売事業者等と連携した被害軽減のための乗車用ヘルメット着用を促す取組の推進 |
|  |
| 各市町交通安全対策協議会等が決定する事項 |